

社会教育委員の職務

1 社会教育とは

定義・・・学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクレーション活動を含む）

また、教育基本法や、社会教育審議会答申などを踏まえて考えると、社会教育とは、家庭教育や学校教育ではなく、社会—国民の生活のあらゆる機会と場所において行われる教育ということになります。

2 東御市社会教育委員の活動について

○定員：10名

○任期：4年 ※補欠委員の任期は、前任者の残任期間

○活動について

・定例会：年2回

・臨時会：随時

・研修会：年数回

・会報等への寄稿：依頼時

○報酬・旅費について

・出席した委員会、研修会にそれぞれ市の規定による報酬及び自宅からの距離に応じた旅費を支給

3 社会教育法から

○第13条：国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合にはあらかじめ教育委員会が社会教育委員会の会議を意見を聴いて行わなければならない。

○第15条：都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

○第17条：社会教育に関して教育委員会に助言をするために次の職務を行う。

① 社会教育に関する諸計画を立案すること。

② 定時または臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

③ 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

○社会教育施設、スポーツ施設のよりよい利用について

○公民館講座内容について

→学習の成果を地域づくりに生かすため、どのようなプログラムにしていけばよいか。

○図書館のよりよい利用について

○伝統文化の保存、継承について

○家庭教育、青少年教育支援のありかた

○ボランティア活動のありかた

3 市町村の社会教育委員は当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

4 社会教育委員の仕事 その1（社会教育法第17条を中心に）

（1）第1項

- 諸計画を立案すること。
- 諮問に応じ、意見を述べること。（諮問の内容によっては、研究調査を行い答申として報告書を作成することもあります）
- 研究調査を行うこと。

（2）第2項・第3項

- 教育委員会に意見を述べるができる。
- 青少年教育について指導と助言を与えることができる。

5 社会教育委員の職務 その2（具体例）

（1）まず、地域を知る。

《例》

- ・公民館活動、地域づくりのイベント等に参加し、市民の考えや意識を探る。
- ・自治体の広報誌や『社会情報』『社会教育』などの情報誌や、自治体のホームページなどで情報を集め、行政の動きをつかむ。
- ・地域の学校や児童館などへ出かけ、学校の様子、児童の様子、地域との連携で活動している様子を見る。

（2）社会教育団体、所属団体へ働きかける。

《例》

- ・地域づくり団体、社会教育団体などに加入し活動するなかで、団体が抱える課題について、会員と一緒に解決策を模索する。
- ・委員自身が所属する団体での活動を核に、地域づくりと連携させる。
- ・ボランティア活動から地域に貢献する。

（3）行政と市民との架け橋になること。

社会教育計画について「どのような目的に向けて」「どのような施策を」「どのように実行しているか」を理解する。

↓

行政と市民とのギャップがあったら、行政側の架け橋になりギャップを埋める。つまり、行政の限られた支援と市民の積極的な自発性を有効に結びつけることが、社会教育委員の職務。

（4）立場にふさわしく活動すること。

社会教育委員は、教育委員会から委嘱されている立場である。

組織の代表者を兼務して事業の主体になる場面や、ある分野のリーダーを兼務して指導的立場に立つときは、委員の得意分野を持ち寄り、東御市全体の活動を推進するための方策を考え、適切な方向に導くことが大事な役割である。

6 活動の際に心がけてほしいこと

「自分から行動」「地域の文化・伝統を継承」「できるときにできることから」

社会教育委員は、教育委員に比べると定例会議が少なく、そのぶん個人活動が多くなる。
「何を、どのように活動すればいいか」



社会教育委員は、自ら活動し、研修することが求められる。受身では解決していかない。
また、委員同士で連絡を取り合い、活動する工夫も大切である。

7 これまでの社会教育委員の主な活動について

平成20年度～平成23年度	平成20年度	・社会教育委員の任命
	平成21年度	・教育委員会へ提言するための、調査・研究テーマの決定。 「帰ってきたいと考える人づくり・まちづくりのための施策について」
	平成22年度	・ワークショップ等による研究課題の絞り ・先進地（飯田市）視察、成人式でのアンケート実施 ・提言書に向けての調査・研究
	平成23年度	・提言書に向けての調査・研究 ・提言書のまとめ→提言書の提出（提出は平成24年度5月）
平成24年度～平成27年度	平成24年度	・社会教育委員の任命
	平成25年度	・活動方針の検討
	平成26年度	・提言書に関する要望書の提出（提言内容の検討結果の情報提供、予算への反映と実績、今後の施策展開についての意見交換の場など）
	平成27年度	・教育委員会との懇談会の実施 ・次の提言に向けての調査
平成28年度～平成31年度	平成28年度	・社会教育委員の任命 ・教育委員との懇談会の実施 ・ワークショップによる研究課題の検討
	平成29年度	・提言の調査・研究テーマの決定。 「放課後等の子どもの居場所の調査・研究」
	平成30年度	・視察（田中小学校、田中児童館、児童クラブ） ・視察（青木村児童センター） ・視察（北御牧児童館、児童クラブ）
	平成31年度	・視察（祢津児童館、児童クラブ） ・保護者向けアンケートの作成準備
令和2年度～令和5年度	令和2年度	ここで、コロナの流行などによりアンケートを実施することが出来なくなってしまった。 社会教育委員が研究した「放課後子どもの居場づくり」については、活動記録としてまとめられる。 ・社会教育委員の任命
	令和3年度	・コロナのため主な活動無し
	令和4年度	・コロナのため主な活動無し
	令和5年度	・生涯学習講座などの審議のみ